

議案第 1 2 号

城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日 提出

(2025年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年城陽市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">（パートタイム会計年度任用職員の報酬）</p> <p>第16条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和48年城陽市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に経験加算額を加えた額に、<u>100分の3</u>を乗じて得た額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。</p> <p>2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額に経験加算額を加えた額に、<u>100分の3</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額に経験加算額を加えた額に、<u>100分の3</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 略</p>	<p style="text-align: center;">（パートタイム会計年度任用職員の報酬）</p> <p>第16条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を城陽市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和48年城陽市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額に経験加算額を加えた額に、<u>100分の6</u>を乗じて得た額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。</p> <p>2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額に経験加算額を加えた額に、<u>100分の6</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額に経験加算額を加えた額に、<u>100分の6</u>を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 略</p>

附 則

この条例は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

提案理由

城陽市職員の給与に関する条例（昭和26年城陽市条例第10号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年城陽市条例第5号）について所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔給料、旅費及び諸手当〕

第204条 略

② 略

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（抜粋）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 略

2～4 略

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。